

## 八幡浜地区施設事務組合障害者活躍推進計画

機関名	八幡浜地区施設事務組合
任命権者	八幡浜地区施設事務組合 組合長 八幡浜地区施設事務組合 消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
八幡浜地区施設事務組合における障害者雇用に関する課題	八幡浜地区施設事務組合（消防吏員を除く）においては、職員総数が36人程度の小規模な団体であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。また、障害者の配属も無かったことから、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。なお、消防吏員においては、雇用に関する地方公共団体の義務（障害者の雇用の促進等に関する法律 第38条及び同法施行令第1条）の除外職員となっていることから、他所属同様、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
<b>目標</b>	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	なし
<b>取組内容</b>	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、八幡浜地区施設事務組合は事務局長及び消防本部総務課長（消防部門）を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障害者が配属された場合には、必要な配慮等の有無を把握するとともに、継続的に必要な措置を講じ、職場環境の整備を図る。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。